



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年5月29日火曜日 第2979号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (保健福祉課) ... 429

## 告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正..... (人事課) ... 432

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正..... ( " ) ... 432

狩猟免許更新に係る適性試験等の実施..... (自然保護課) ... 433

指定自立支援医療機関の指定..... (健康増進課) ... 435

登録研修機関の変更..... (長寿介護課) ... 435

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 436

土地改良区役員就退任の届出(3件)..... (東予地方局農村整備課) ... 436

土地改良区の定款変更の認可..... ( " ) ... 437

道路の区域変更(県道宮崎波方線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 437

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 437

土地改良区役員住所の変更の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 437

土地改良区の定款変更の認可..... ( " ) ... 438

道路の区域変更(一般国道441号)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 438

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 438

道路の区域変更(県道高瀬松浜線)..... ( " ) ... 438

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 438

道路の供用開始(県道大洲野村線)..... ( " ) ... 439

医師の指定..... (福祉総合支援センター) ... 439

指定医師の所在地の変更..... ( " ) ... 439

指定医師の辞退の届出..... ( " ) ... 440

## 公 告

狩猟免許試験の施行について..... (自然保護課) ... 441

## 規 則

### ○愛媛県規則第33号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年5月29日

愛媛県知事 中村時広

#### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和35年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<b>別表1(第3条関係)</b> 救助の程度・方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 省略 (2) 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型仮設住宅」)	<b>別表1(第3条関係)</b> 救助の程度・方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 (1) 省略 (2) 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型仮設住宅」)

という。)民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「借上型仮設住宅」という。)その他適切な方法により供与するものである。

ア 建設型仮設住宅

(ア) 省略

(イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,610,000円以内とする。

(ウ)~(キ) 省略

イ 省略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 省略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,140円以内とする。

エ 省略

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 <u>18,500</u>	円 <u>23,800</u>	円 <u>35,100</u>	円 <u>42,000</u>	円 <u>53,200</u>	円 省略
	10月から翌年3月まで	<u>30,600</u>	<u>39,700</u>	<u>55,200</u>	<u>64,500</u>	<u>81,200</u>	<u>11,200</u>

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
	4月	円	円	円	円	円	円 省略

という。)民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「借上型仮設住宅」という。)その他適切な方法により供与するものである。

ア 建設型仮設住宅

(ア) 省略

(イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,516,000円以内とする。

(ウ)~(キ) 省略

イ 省略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 省略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,130円以内とする。

エ 省略

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 <u>18,400</u>	円 <u>23,700</u>	円 <u>34,900</u>	円 <u>41,800</u>	円 <u>52,900</u>	円 省略
	10月から翌年3月まで	<u>30,400</u>	<u>39,500</u>	<u>54,900</u>	<u>64,200</u>	<u>80,800</u>	<u>11,100</u>

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
	4月	円	円	円	円	円	円 省略

夏 季	から 9月 まで	6,000	8,100	<u>12,200</u>	<u>14,800</u>	<u>18,700</u>	
冬 季	10月 から 翌年 3月 まで	9,800	<u>12,800</u>	<u>18,100</u>	<u>21,500</u>	<u>27,100</u>	省略

夏 季	から 9月 まで	6,000	8,100	<u>12,100</u>	<u>14,700</u>	<u>18,600</u>	
冬 季	10月 から 翌年 3月 まで	9,800	<u>12,700</u>	<u>18,000</u>	<u>21,400</u>	<u>27,000</u>	省略

工 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

ア 省略

イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1戸当たり584,000円以内とする。

ウ・エ 省略

7・8 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人211,300円以内、小人168,900円以内とする。

エ 省略

10 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たり平均135,400円以内とする。

ウ 省略

12 省略

別表2（第11条関係）

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,500円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり15,700円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり15,800円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり13,700円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり15,600円以内

カ 大工 1人1日当たり21,200円以内

キ 左官 1人1日当たり21,800円以内

ク とび職 1人1日当たり21,600円以内

(2)・(3) 省略

2 省略

工 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

ア 省略

イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1戸当たり574,000円以内とする。

ウ・エ 省略

7・8 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人210,200円以内、小人168,100円以内とする。

エ 省略

10 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たり平均135,100円以内とする。

ウ 省略

12 省略

別表2（第11条関係）

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,900円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり15,900円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり15,600円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり13,800円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり15,800円以内

カ 大工 1人1日当たり20,800円以内

キ 左官 1人1日当たり21,400円以内

ク とび職 1人1日当たり21,200円以内

(2)・(3) 省略

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第564号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,748円	13,284円	20歳未満	4,751円	13,287円
20歳以上25歳未満	5,377円	13,284円	20歳以上25歳未満	5,333円	13,287円
25歳以上30歳未満	5,967円	14,255円	25歳以上30歳未満	5,894円	13,958円
30歳以上35歳未満	6,304円	17,353円	30歳以上35歳未満	6,233円	16,456円
35歳以上40歳未満	6,673円	19,286円	35歳以上40歳未満	6,654円	19,157円
40歳以上45歳未満	6,926円	21,393円	40歳以上45歳未満	6,893円	21,279円
45歳以上50歳未満	7,020円	23,905円	45歳以上50歳未満	7,031円	24,269円
50歳以上55歳未満	6,812円	25,257円	50歳以上55歳未満	6,792円	25,630円
55歳以上60歳未満	6,313円	24,859円	55歳以上60歳未満	6,191円	24,976円
60歳以上65歳未満	5,142円	19,726円	60歳以上65歳未満	5,009円	20,297円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,291円	65歳以上70歳未満	3,920円	15,558円
70歳以上	3,930円	13,284円	70歳以上	3,920円	13,287円

○愛媛県告示第565号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。	愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>105,290円</u> を超えるときは、 <u>105,290円</u> )
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>57,190円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>57,190円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>52,650円</u> を超えるときは、 <u>52,650円</u> )
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>28,600円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>28,600円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>105,130円</u> を超えるときは、 <u>105,130円</u> )
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>57,110円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>57,110円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>52,570円</u> を超えるときは、 <u>52,570円</u> )
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>28,560円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>28,560円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)

○愛媛県告示第566号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習(以下「適性試験等」という。)を次のとおり実施する。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成30年 9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
東予地方局	東予第1会場	平成30年7月4日(水)午前9時	今治市伯方公民館2階大ホール	今治市伯方町木浦甲1234

同	上	東予第2会場	平成30年7月5日(木)午前9時	今治市民会館大会議室	今治市別宮町一丁目4-1
同	上	東予第3会場	平成30年7月11日(水)午前9時	今治市伯方公民館2階大ホール	今治市伯方町木浦甲1234
同	上	東予第4会場	平成30年7月12日(木)午前9時	愛媛県産業技術研究所 紙産業技術センター研修室	四国中央市妻島町乙127
同	上	東予第5会場	平成30年7月12日(木)午前9時	今治市民会館大会議室	今治市別宮町一丁目4-1
同	上	東予第6会場	平成30年7月26日(木)午前9時	土居文化会館大会議室	四国中央市土居町入野939
同	上	東予第7会場	平成30年8月9日(木)午後1時	東予地区自動車整備協同組合自動車会館	新居浜市本郷三丁目5-35
同	上	東予第8会場	平成30年8月10日(金)午後1時	東予地区自動車整備協同組合自動車会館	新居浜市本郷三丁目5-35
同	上	東予第9会場	平成30年8月24日(金)午後1時	西条市中央公民館多目的ホール	西条市周布401-1
同	上	東予第10会場	平成30年8月26日(日)午後1時	東予地方局7階大会議室	西条市喜多川796-1
中予地方局		中予第1会場	平成30年7月4日(水)午前9時	美川農村環境改善センター多目的ホール	上浮穴郡久万高原町上黒岩2923-1
同	上	中予第2会場	平成30年7月6日(金)午前9時	久万町民会館2階ホール	上浮穴郡久万高原町久万188
同	上	中予第3会場	平成30年7月18日(水)午後1時	伊予市保健センター第1、2会議室	伊予市尾崎3-1
同	上	中予第4会場	平成30年7月19日(木)午後1時	伊予市中山地区公民館1階第1会議室	伊予市中山町出洲2番耕地138-1
同	上	中予第5会場	平成30年7月24日(火)午前9時	砥部町中央公民館2階講座室	伊予郡砥部町宮内1369
同	上	中予第6会場	平成30年7月27日(金)午前9時	東温市川内公民館1階大ホール	東温市南方264
同	上	中予第7会場	平成30年7月31日(火)午後1時	松山市北条コミュニティセンター3階ふれあいホール	松山市北条辻6
同	上	中予第8会場	平成30年8月3日(金)午後1時	愛媛県立図書館5階多目的ホール	松山市堀之内
同	上	中予第9会場	平成30年8月22日(水)午後1時	愛媛県生涯学習センター4階大研修室	松山市上野町甲650
同	上	中予第10会場	平成30年9月2日(日)午後1時	松前総合文化センター2階ふれあい展示室	伊予郡松前町大字筒井633
南予地方局		南予第1会場	平成30年7月12日(木)午後1時	広見体育センター	北宇和郡鬼北町近永800-1
同	上	南予第2会場	平成30年7月18日(水)午前9時	大洲市徳森公園管理センター(平公民館)大ホール	大洲市徳森2280-2
同	上	南予第3会場	平成30年7月18日(水)午後1時	愛南町御荘文化センター2階大研修室	南宇和郡愛南町御荘平城3063-1
同	上	南予第4会場	平成30年7月19日(木)午後1時	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37
同	上	南予第5会場	平成30年7月19日(木)午後1時	吉田公民館大ホール	宇和島市吉田町東小路甲106
同	上	南予第6会場	平成30年7月24日(火)午後1時	愛媛県歴史文化博物館2階第1、2研修室	西予市宇和町卯之町四丁目11-2
同	上	南予第7会場	平成30年7月24日(火)午後1時	岩松公民館大集会室	宇和島市津島町岩松甲471
同	上	南予第8会場	平成30年7月31日(火)午前9時	大洲市徳森公園管理センター(平公民館)大ホール	大洲市徳森2280-2
同	上	南予第9会場	平成30年7月31日(火)午後1時	愛南町一本松山村開発センター大会議室	南宇和郡愛南町一本松3520
同	上	南予第10会場	平成30年8月2日(木)午前9時	内子町内子東自治センタートレーニング室	喜多郡内子町五百木187

同	上	南 予 第 11 会 場	平成30年 8月 9日 (木) 午前 9時	大洲市徳森公園管理センター (平公民館) 大ホール	大洲市徳森2280 - 2
同	上	南 予 第 12 会 場	平成30年 8月16日 (木) 午後 1時	西予市野村林業総合センター 3階第 1会議室	西予市野村町野村12号619
同	上	南 予 第 13 会 場	平成30年 8月21日 (火) 午後 1時	西予市総合センターしろかわ 2階大会議室	西予市城川町下相951
同	上	南 予 第 14 会 場	平成30年 8月28日 (火) 午前 9時	内子町内子東自治センター トレーニング室	喜多郡内子町五百木187
同	上	南 予 第 15 会 場	平成30年 8月29日 (水) 午後 1時	南予地方局八幡浜庁舎 7階大 会議室	八幡浜市北浜一丁目 3 - 37
同	上	南 予 第 16 会 場	平成30年 9月 2日 (日) 午前 9時	南予地方局 7階大会議室	宇和島市天神町 7 - 1

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

カ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配付する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第567号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
マルニ薬局平井店	松山市平井町2617番地	マルニ調剤薬局有限公司	精神通院医療(薬局)	平成30年 5月1日
フロンティア薬局大洲中央店	大洲市田口甲86 - 1番地大洲中央ビル 103号	株式会社フロンティア	精神通院医療(薬局)	平成30年 5月1日

○愛媛県告示第568号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第11条の規定により、登録研修機関から次のとおり登録研修機関の住所及び事業所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録研修機関		かくだん 喀痰吸引等研修の業務を行う事業所		変更年月日
名 称	住 所	名 称	所 在 地	
ほけんし株式会社	(変更後) 東京都台東区上野3 - 18 - 13/ ークリーガル上野ビル6 F	ほけんし株式会社	(変更後) 東京都台東区上野3 - 18 - 13/ ークリーガル上野ビル6 F	平成30年 5月 1日
	(変更前) 東京都台東区元浅草3 - 19 - 9 M Iビル1 F		(変更前) 東京都台東区元浅草3 - 19 - 9 M Iビル1 F	

○愛媛県告示第569号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 月 日	届 出 の 日 月 日
松山三越・ファッションタウン アヴァ	松山市一番町三丁目1番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社松山三越 ほか22者	株式会社松山三越 ほか20者	平成30年 4月 1日 ほか	平成30年 5月18日

○愛媛県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市松神子土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年 5月29日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 勝 利	新居浜市又野1 - 8 - 39

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 讓	西条市樋之口456番地の 8
"	川 又 則 昭	西条市樋之口456番地の 3
"	小 山 真 吾	西条市港363番地
"	宮 嶋 英 忠	西条市本町94番地
"	築 山 富 市	西条市市塚64番地
"	越 智 易 孝	西条市樋之口109番地
"	青 木 徹	西条市古川甲25番地の 3
監 事	上 路 健 一	西条市樋之口126番地
"	鈴 木 敏	西条市古川153番地の 3

○愛媛県告示第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市港新地土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月29日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 讓	西条市樋之口456番地の 8
"	川 又 則 昭	西条市樋之口456番地の 3
"	小 山 真 吾	西条市港363番地
"	宮 嶋 英 忠	西条市本町94番地
"	築 山 富 市	西条市市塚64番地
"	越 智 易 孝	西条市樋之口109番地
"	青 木 徹	西条市古川甲25番地の 3
監 事	上 路 健 一	西条市樋之口126番地
"	鈴 木 敏	西条市古川153番地の 3

○愛媛県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市朔日市新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月29日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 健 治	西条市玉津648番地 3
"	秋 山 賢 治	西条市朔日市631番地 3
"	近 藤 清 政	西条市玉津677番地
"	渡 辺 道 善	西条市朔日市220番地
"	星 加 友 之	西条市朔日市38番地 1
"	高 橋 滝 雄	西条市朔日市628番地
"	三 好 和 彦	西条市朔日市735番地 1
"	越 智 幸 一 郎	西条市本町 3 丁目89
監 事	高 橋 彦 雄	西条市神拝乙102番地 2

〃	森 壽	西条市玉津81番地
---	-----	-----------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 要 雄	西条市玉津666番地 3
〃	秋 山 賢 治	西条市朔日市631番地 3
〃	森 壽	西条市玉津81番地
〃	渡 辺 道 善	西条市朔日市220番地
〃	松 本 節 雄	西条市朔日市371番地 4
〃	高 橋 滝 雄	西条市朔日市628番地

〃	三 好 和 彦	西条市朔日市735番地 1
〃	高 橋 晴 雄	西条市神拝乙 5 番地 5
監 事	高 橋 彦 雄	西条市神拝乙102番地 2
〃	近 藤 清 政	西条市玉津677番地

○愛媛県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、  
新居浜市旦之上土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 5月29日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

○愛媛県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宮崎波方線	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙148番 9 地先から 同字乙148番 8 地先まで	旧	メートル 5 3 ~ 6 0	キロメートル 0 .026	
		今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙148番32から 同字乙142番 4 まで	新	5 4 ~ 7 6	0 .026	
〃	〃	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙142番 3 地先	旧	4 7 ~ 4 8	0 .004	
		今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙142番 5	新	4 7 ~ 6 0	0 .004	
〃	〃	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙141番 3 地先	旧	4 9 ~ 5 0	0 .011	
		今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙141番 5	新	4 9 ~ 6 8	0 .011	

○愛媛県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宮崎波方線	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙148番32から 同字乙142番 4 まで	平成30年 5月29日
〃	〃	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙142番 5	〃
〃	〃	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙141番 5	〃

○愛媛県告示第576号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、  
松山市南高井土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の

届出があった。

平成30年 5月29日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

役員の種 類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
監 事	竹 村 章	松山市南高井町569-3	松山市南高井町509-3

松山市平井町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 5月29日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

○愛媛県告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、

○愛媛県告示第578号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	西予市野村町野村16号45番2	旧	メートル 10.5～30.7	キロメートル 0.020	
		西予市野村町野村16号45番3から 同町野村16号45番4まで	新	15.0～33.2	0.020	

○愛媛県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	西予市野村町野村16号45番3から 同町野村16号45番4まで	平成30年 5月29日

○愛媛県告示第580号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川12157番3	旧	メートル 8.0～8.3	キロメートル 0.007	
		西予市野村町富野川12157番4から 同町富野川12157番3まで	新	8.3～10.2	0.007	

○愛媛県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川2157番4から 同町富野川2157番3まで	平成30年 5月29日

○愛媛県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬2486番地先から 同町高瀬2475番2まで	平成30年 5月29日

○愛媛県告示第583号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	医療法人補天会光生病院	石 丸 雅 巳	今治市室屋町3丁目2番地10	平成 30年 5月 1日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 科	瀬戸内海病院	高 垣 健 二	今治市北宝来町2丁目4番地9	平成 30年 5月 1日
心 臓・呼 吸 器 機 能 障 害	循 環 器 科	瀬戸内海病院	越 智 耕 平	今治市北宝来町2丁目4番地9	平成 30年 5月 1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	社会医療法人石川記念HITO病院	小 坂 泰 二 郎	四国中央市上分町788番地1	平成 30年 5月 1日
肢 体 不 自 由	神 經 内 科	社会医療法人石川記念HITO病院	白 岡 朗	四国中央市上分町788番地1	平成 30年 5月 1日
ぼうこう又は直腸機能障害	消化器腫瘍外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	大 木 悠 輔	東温市志津川	平成 30年 5月 1日
ぼうこう又は直腸機能障害	消化器腫瘍外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	中 川 祐 輔	東温市志津川	平成 30年 5月 1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	木 下 智 文	東温市志津川	平成 30年 5月 1日
肢 体 不 自 由	神 經 内 科	愛媛県立今治病院	鴨 川 賢 二	今治市石井町4丁目5番5号	平成 30年 5月 1日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 内 科	愛媛県立新居浜病院	吉 井 豊 史	新居浜市本郷3丁目1番1号	平成 30年 5月 1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	酒 井 真 一 郎	西条市朔日市269番地1	平成 30年 5月 1日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	増 田 善 逸	今治市喜田村7丁目1番6号	平成 30年 5月 1日

○愛媛県告示第584号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
水 本 哲 也	今 治 市 医 師 会 市 民 病 院	今 治 市 別 宮 町 7 丁 目 1 - 40	喜 多 医 師 会 病 院	大 洲 市 徳 森 字 小 鳥 越 2632 - 3	平 成 30 年 4 月 1 日
羽 田 野 雅 英	社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 済 生 会 西 条 病 院	西 条 市 朔 日 市 269 - 1	喜 多 医 師 会 病 院	大 洲 市 徳 森 字 小 鳥 越 2632 - 3	平 成 30 年 4 月 1 日
大 野 芳 敬	国 立 大 学 法 人 愛 媛 大 学 医 学 部 附 属 病 院	東 温 市 志 津 川	市 立 宇 和 島 病 院	宇 和 島 市 御 殿 町 1 - 1	平 成 30 年 4 月 1 日
久 米 達 彦	国 立 大 学 法 人 愛 媛 大 学 医 学 部 附 属 病 院	東 温 市 志 津 川	愛 媛 県 立 新 居 浜 病 院	新 居 浜 市 本 郷 3 丁 目 1 - 1	平 成 30 年 4 月 1 日
城 戸 龍 樹	国 立 大 学 法 人 愛 媛 大 学 医 学 部 附 属 病 院	東 温 市 志 津 川	医 療 法 人 住 友 別 子 病 院	新 居 浜 市 王 子 町 3 番 1 号	平 成 30 年 4 月 1 日
鳥 飼 泰 彦	国 立 大 学 法 人 愛 媛 大 学 医 学 部 附 属 病 院	東 温 市 志 津 川	市 立 宇 和 島 病 院	宇 和 島 市 御 殿 町 1 - 1	平 成 30 年 4 月 1 日

○愛媛県告示第585号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	公立学校共済組合四国中央病院	平 井 洋 生	四国中央市川之江町2233番地	平 成 30 年 4 月 4 日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内 科	公立学校共済組合四国中央病院	板 垣 達 三	四国中央市川之江町2233番地	平 成 30 年 4 月 4 日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	公立学校共済組合四国中央病院	山 本 明	四国中央市川之江町2233番地	平 成 30 年 4 月 4 日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 内 科	喜多医師会病院	諸 藤 徹	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	平 成 30 年 4 月 4 日
肢 体 不 自 由	理 学 診 療 科	伊 予 病 院	坂 本 勇 人	伊予市八倉906番地 5	平 成 30 年 4 月 4 日
呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	住友別子病院	花 岡 俊 仁	新居浜市王子町3番1号	平 成 30 年 4 月 9 日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	住友別子病院	柴 田 薫 行	新居浜市王子町3番1号	平 成 30 年 4 月 9 日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	住友別子病院	山 田 晋 也	新居浜市王子町3番1号	平 成 30 年 4 月 9 日
視 覚 障 害	眼 科	住友別子病院	井 上 英 紀	新居浜市王子町3番1号	平 成 30 年 4 月 9 日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 内 科	住友別子病院	中 山 隆 雄	新居浜市王子町3番1号	平 成 30 年 4 月 9 日
肢 体 不 自 由	脳 神 経 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	久 門 良 明	東温市志津川	平 成 30 年 4 月 13 日
肢 体 不 自 由	脳 神 経 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高 野 昌 平	東温市志津川	平 成 30 年 4 月 13 日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	尾 形 直 則	東温市志津川	平 成 30 年 4 月 13 日
聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	能 田 淳 平	東温市志津川	平 成 30 年 4 月 13 日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	上 乃 功	東温市志津川	平 成 30 年 4 月 13 日
聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	小 川 日 出 夫	東温市志津川	平 成 30 年 4 月 13 日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	肝 臓 外 科、消 化 器 内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	藤 山 泰 二	東温市志津川	平 成 30 年 4 月 13 日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓機能障害	内 科	西予市立西予市民病院	小 黒 邦 彦	西予市宇和町永長147番地 1	平 成 30 年 4 月 16 日

肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内 科	西予市立西予市民病院	中 島 光 晴	西予市宇和町永長147番地 1	平成 30年 4月16日
肢体不自由、小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	消化器外科	愛媛県立新居浜病院	酒 井 堅	新居浜市本郷三丁目 1 番 1 号	平成 30年 4月16日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	小 児 科	愛媛県立新居浜病院	福 田 光 成	新居浜市本郷三丁目 1 番 1 号	平成 30年 4月16日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	愛媛県立新居浜病院	三 好 麻衣子	新居浜市本郷三丁目 1 番 1 号	平成 30年 4月16日

公 告

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成30年 5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成30年 8月 7日（火）午前 9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 1 会 場	西条市小松農村環境改善センター多目的ホール	西条市小松町大頭甲1045 - 1	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 2 会 場	東予地方局今治庁舎 4 階大会議室	今治市旭町一丁目 4 - 9	同 上
中 予 第 1 会 場	松前総合文化センター 2 階ふれあい展示室他	伊予郡松前町大字筒井633	同 上
南 予 第 1 会 場	南予地方局 7 階大会議室	宇和島市天神町 7 - 1	同 上
南 予 第 2 会 場	南予地方局八幡浜庁舎 7 階大会議室	八幡浜市北浜一丁目 3 - 37	同 上

- (2) 平成30年 9月 9日（日）午前 9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 3 会 場	東予地方局西条第二庁舎 4 階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 4 会 場	東予地方局今治庁舎 4 階大会議室	今治市旭町一丁目 4 - 9	同 上
中 予 第 2 会 場	松前総合文化センター 2 階ふれあい展示室他	伊予郡松前町大字筒井633	同 上
南 予 第 3 会 場	南予地方局 7 階大会議室	宇和島市天神町 7 - 1	同 上
南 予 第 4 会 場	南予地方局八幡浜庁舎 7 階大会議室	八幡浜市北浜一丁目 3 - 37	同 上

- (3) 平成30年12月 9日（日）午前 9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第5会場	東予地方局西条第二庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
中予第3会場	中予地方局7階大会議室他	松山市北持田町132	同上
南予第5会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同上

### 3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成30年8月7日の試験に係るものについては、7月10日（火）から24日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成30年9月9日の試験に係るものについては、7月10日（火）から8月20日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (3) 平成30年12月9日の試験に係るものについては、11月9日（金）から11月26日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

### 4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班とする。

### 5 その他

#### (1) 提出書類等

##### ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 狩猟免許申請手数料（愛媛県収入証紙によること。）受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900円、その他の者にあっては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

#### (2) 試験場についての注意事項

受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

#### (3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。